

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第4号

平成21年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年7月10日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成21年7月17日（金）午後2時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて

○平成21年7月17日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐	藤	修	二	君
2番	引	地	修	一	君
3番	兒	玉	正	直	君
4番	白	井	尚	夫	君
5番	中	村	孝	治	君

平成21年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成21年7月17日（金曜日）午後2時30分開会

- 日程第 1 議長選挙
 - 日程第 2 副議長選挙
 - 日程第 3 議席の指定
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案の上程
議案第1号～議案第3号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決
-

○本日の会議に付した事件

- 1. 開 会
- 2. 仮議席の指定
- 3. 議長選挙
- 4. 副議長選挙
- 5. 会議時間の延長
- 6. 議席の指定
- 7. 会議録署名議員の指名
- 8. 会期の決定
- 9. 日程の追加
- 10. 諸般の報告
- 11. 議案の上程
議案第1号から議案第3号まで
- 12. 提案理由の説明
議案第1号から議案第3号まで
- 13. 議案第1号から議案第3号まで、質疑、討論、採決

- 1 4. 追加議案の上程
議案第 4 号
- 1 5. 提案理由の説明
議案第 4 号
- 1 6. 議案第 4 号、採決
- 1 7. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	中	村	孝	治	君
副議長	佐	藤	修	二	君
2番	引	地	修	一	君
3番	兒	玉	正	直	君
4番	白	井	尚	夫	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藏	和	雄
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	南波	佐間	信	彦
主幹	富	永	文	敏
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	小	川	長	佑

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	小	柳	啓	一
酒々井町 民生担当参事	矢	部	雄	幸
佐倉市経済 環境部廃棄物 対策課長	豊	島		力
酒々井町生活 環境課主幹	小	川	公	一

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂上雅敏
-------------	------

○連絡員

施設管理課 課長補佐・ (計画係長・ 施設係長)	中村宏之
-----------------------------------	------

総務課 人事係 課長補給 (係長)	秋葉和夫
----------------------------	------

総務課 主任技師	櫻井江里佳
-------------	-------

◎臨時議長の紹介

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。

先日、佐倉市において3名、酒々井町において1名の議員が辞職され、新たに佐倉市から臼井尚夫議員、中村孝治議員、兒玉正直議員、酒々井町からは佐藤修二議員が選出されました。現在議長、副議長ともに不在でございます。したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、臼井尚夫議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

臼井尚夫議員、臨時議長席へお願いいたします。

○臨時議長（臼井尚夫君） ご紹介をいただきました臼井尚夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方自治法第292条の規定によって準用する同法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

（午後 2時30分）

○臨時議長（臼井尚夫君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成21年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（臼井尚夫君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○臨時議長（白井尚夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選挙

○臨時議長（白井尚夫君） 日程第1、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定より準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（白井尚夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（白井尚夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に中村孝治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中村孝治議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（白井尚夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中村孝治議員が議長に当選されました。

中村孝治議員が議長におられますので、本席から告知いたします。

中村孝治議員の議長当選のごあいさつがございます。

中村孝治議員、議長席にご着席をお願いいたします。

○議長（中村孝治君） ただいま慎重なる審議の結果、私中村孝治、当組合議会の議長にご推挙いただきました。もとより微力ではございますけれども、当組合の議会が円滑に進行しますよう精いっぱい努力してまいりますので、議員各位、また管理者である蕨様、副管理者、小坂様、そして職員の皆様方、よろしくひとつお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎副議長選挙

○議長（中村孝治君） 日程第2、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐藤修二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐藤修二議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤修二議員が副議長に当選いたしました。

佐藤修二議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

佐藤修二議員の副議長当選のごあいさつがございます。

○副議長（佐藤修二君） ただいま副議長に選出いただきました酒々井町選出議員の佐藤修二でございます。重責を痛感しておりますが、議長と協力をしながら、今後とも地元出身の議員として努力をしたいと思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

よろしくお願いたします。

◎会議時間の延長

○議長（中村孝治君） この際、時間を延長いたします。

◎議席の指定

○議長（中村孝治君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第6条により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

議席は、事務局長が朗読いたします。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長（南波佐間信彦君） それでは、議席を読み上げさせていただきます。

1番、佐藤修二議員、2番、引地修一議員、3番、兒玉正直議員、4番、臼井尚夫議員、5番、中村孝治議員。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

事務局は氏名標の交換をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、佐藤修二議員、引地修一議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（中村孝治君） 休憩中に管理者から追加議案として、議案第4号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。監査委員の選任については急施を要しますので、急施事件と認め、これを日程に追加し、日程第7として議題にいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 異議なしと認めます。

議案第4号を日程第7として議題とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） この際、諸般の報告を行います。

初めに、行政報告について、事務局長、南波佐間信彦君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。四街道市の清掃組合への加入協議につきまして、ご報告を申し上げます。

これにつきましては、平成20年8月29日に四街道市から佐倉市、酒々井町清掃組合へ文書による正式な依頼があり、10月改選後の新市長からも加入協議の依頼を継続する旨のお話がありました。

これを受けまして、佐倉市、酒々井町清掃組合では、平成20年11月11日に佐倉市、酒々井町清掃組合四街道市加入問題検討委員会を設置し、佐倉市及び酒々井町とともに、四街道市との加入協議に向けた事前検討を開始しました。検討委員会では、四街道市より、搬入ごみの種類、搬入量などの資料提供をいただきながら、現在の組合施設によるごみ受け入れの可能性あるいは加入した場合の負担金割合などにつきまして検討を行いました。検討委員会につきましては、本年の5月までに計6回開催し、検討結果をまとめ、6月26日付文書にて清掃組合管理者に報告をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（中村孝治君） 次に、監査委員より例月出納検査の提出がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議案の上程

○議長（中村孝治君） 日程第6、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第3号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、組合議会議員の辞職に伴いまして、新たに佐倉市議会より兒玉正直議員、中村孝治議員、臼井尚夫議員を、酒々井町議会より佐藤修二議員をお迎えしての議会でございますので、今後のご協力とさらなるご指導を切にお願い申し上げます。

また、議員各位のご推挙によりまして、組合議会議長に中村孝治議員、組合議会副議長に佐藤修二議員がご就任され、心よりお祝いを申し上げますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、平成20年8月11日付で人事院より1週間当たりの勤務時間を38時間45分とし、1日につき15分勤務時間を短縮する勧告がなされたことに伴い、勤務時間などについて関連する条例の規定を改正いたそうとするものでございます。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、勤務

時間を1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分、1日当たり15分の短縮をしようとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、平成20年10月17日付で千葉県人事委員会より地域手当についての勧告がなされたことに伴い、当清掃組合の地域手当についても現行8%から7%に改正しようとするものであります。

また、議案第1号において、勤務時間が1日当たり15分短縮されたことに伴い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外手当の支給割合に関する規定について、所要の整備をいたそうとするものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。処分内容は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として、一般職職員については期末勤勉手当を0.2カ月分、再任用職員については0.1カ月分の凍結をするため、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、6月の期末手当及び勤勉手当の支給基準日が6月1日であるため、構成市町における議会の議決の関係で、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により平成21年5月28日に専決処分をいたしました。つきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、南波佐間信彦君

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間信彦でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成21年7月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次のページをお願いいたします。この件につきましては、勤務時間の改正をしようとするものでございます。改正理由でございますが、まず平成20年8月11日付で、人事院より国家公務員の勤務時間を1日につき15分勤務時間を短縮する旨の勧告がなされたことを受けまして、国家公務員の勤務時間は平成21年4月1日より1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分に改正されております。また、平成20年10月17日付で千葉県人事委員会より同様の勧告がなされたことにより、組合の構成市であります佐倉市におきましても平成21年4月1日より同様に勤務時間の改正を行っております。

そこで、清掃組合におきましても勤務時間を1日当たり15分短縮し、1週間当たり40時間、1日当たり8時間から1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分に改正しようとするものでございます。

なお、職員の休憩時間を12時15分から13時までの45分から12時から13時までの1時間に延長することにより、当組合の閉庁時間を変更せずに1日当たりの勤務時間を15分短縮しようとするものでございます。以上で議案第1号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成21年7月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次のページをお願いいたします。この案件につきましては、地域手当の支給割合及び1日の勤務時間について改正しようとするものでございます。

改正理由につきましては、平成20年10月17日付で千葉県人事委員会より、地域手当について一律7%の支給割合とする旨の勧告がなされ、千葉県においては平成21年4月1日より地域手当を7%に改正しております。当組合におきましても、この勧告を受けて地域手当を8%から7%に改正しようとするものでございます。

また、議案第1号において、勤務時間を1日当たり15分短縮することに伴い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務の支給割合の規定について、8

時間の勤務時間を超えた時間に係る時間外手当の支給割合を100分の125とする規定のうち、8時間の勤務時間を超えた時間の規定を15分短縮し、7時間45分にいたそうとするものでございます。以上で議案第2号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。平成21年7月17日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次のページをお開きください。読み上げさせていただきます。専決第1号 専決処分書。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成21年5月28日 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

この件につきましては、期末手当及び勤勉手当の特例措置に伴い、専決処分の承認を求めます。

改正理由でございますが、景気の急速な悪化に伴い、民間企業の夏季一時金が大幅に減少することから、平成21年5月1日付で人事院より6月に支給する期末手当及び勤勉手当を、一般職については0.2カ月分、再任用職員については0.1カ月分を凍結する特例措置について勧告がなされております。また、千葉県人事委員会からも、平成21年5月15日に同様の勧告がなされたことを受けて、酒々井町では平成21年5月21日の議会臨時会において、佐倉市では平成21年5月25日の議会臨時会で給与条例を改正しております。

当清掃組合では同様の特例措置を講ずるためには、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例を6月1日より施行する必要があるため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

専決処分の理由でございますが、改正後の条例により6月の期末勤勉手当を支給するには支給基準日である6月1日の前日である5月31日までに条例改正を公布する必要があります。さらに、5月30日及び31日は構成市町が閉庁日であるため、構成市町に対して条例の告示依頼を29日までに行う必要があることも重なり、条例改正を実施するには佐倉市議会臨時会の翌日である5月26日から5月29日までの4日間において組合議会を招集する必要があります。

この条例改正につきましては緊急を要する案件であり、さらに議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し、地方自治法第179条に規定される、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを根拠として専決処分をいたしたものでございます。以上で議案第3号につきましてはの説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村孝治君） これより議案第1号から議案第3号まで質疑を行います。議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑については、一問一答にてお願ひいたします。

それでは、第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） なしというお声がございましたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑を行います。

兄玉正直議員

○3番（兄玉正直君） 議案第2号、3号にもかかわりますけれども、それと皆さん方のお手元にこの影響の状況についての資料を配付させていただきました。1人当たり5万7,000円、そして職員総支給額で109万7,000円ですか、これだけの地域手当に影響があるということです。

一つ、今回初めての議会で、状況が定かではありませんけれども、佐倉市の場合は職員組合と事前交渉を行ってまいりました。それで7.5%というところになったわけですが、この組合議会の場合は、職員組合といいますか、職員との交渉はどうなっているか、まず聞きたいと思います。

○議長（中村孝治君） 南波佐間事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 事務局長の南波佐間でございます。

こちらの組合には職員組合というものはございません。それで、実質的な交渉というものは行っておりません。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 兒玉正直議員

○3番（兒玉正直君） 職員のいわゆる生活にかかわる非常に大事な話なので、それを職員と何も交渉しないで決めてしまうということに非常に私は疑問を思うのですけれども、いわゆる人事委員会や人事院からの勧告ということで、一方的に出てくるわけですが、特に引き上げの場合はいいだろうけれども、今回のように地域手当削減という話になってくれば、かなり生活に問題が生じるという気がします。だから、組合がなくとも、やはりいろいろ職員の状況といいますか、意見を求めるということは必要ではないかと思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（中村孝治君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 担当のほうで、個々の職員についてはそれぞれ説明はしてございます。ただ、先ほど申し上げましたように、団体という形がございませんので、そういった組合という形でのやりとりはございません。今回こういうふうな状況が変わりますというようなお話はしてございます。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 兒玉正直議員

○3番（兒玉正直君） 職員組合との話になりますと、当然そういう改定が認められるかどうかという話になるわけですが、ではその個人個人に話した場合、こういう改定が納得いくのかどうかというような、そういう聞き取りはやられているのでしょうか。

○議長（中村孝治君） 事務局長

○事務局長（南波佐間信彦君） 基本的には、こちら側の実務的、第一に考えましたのは市民サービスということになりますので、ここの勤務終了の時間が5時15分、それから開始が8時半でございます。その市民サービス……

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 主幹

○主幹（富永文敏君） 兒玉議員からのご質問にお答え申し上げます。

今回地域手当の支給率の減ということで、確におっしゃるように、職員の生活にとっては大変大きな影響があるものというふうに私どもも考えております。

先ほどご質問いただきました交渉の関係については、局長もご答弁申し上げましたように、職員団体が当組合にございませんものですから、事実上地方公務員法上の交渉相

手というものは存在しないわけですが、だからといって、議員おっしゃるように職員の意向を全く無視をして、一方的な措置を講じていい道理はございませんので、私どもとしても、一応事前に条例の改正の前に回覧文書を作成いたしまして、こういった内容でやむを得ず給与の改定は行うが、了解してほしいというようなことを説明をして、それぞれの印鑑をいただいているというような措置は講じてございます。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

兒玉正直議員

○3番（兒玉正直君） 先ほどの2号と同様に、この資料をつくっていただきまして、皆さんに配付をお願いいたしました。年間1人当たり7万6,000円、ですからこの2号の地域手当と合わせて1人当たり約13万、かなりの額になります。しかもこれは、先ほどの説明で凍結ということで、まだ人事院勧告がこれに対して出ていない状況ですよ。これだけ一つ確認したいと思います。

○議長（中村孝治君） 主幹、富永文敏君

○主幹（富永文敏君） 人勧の状況でございますが、凍結というような形で現在扱われておりまして、本年の5月に出了た人事院勧告では、その中で6月に支給すべきものについては、今後必要な措置を講ずることというふうになってございまして、その必要な措置についての人勧というのはまだ出ていないというように考えております。

○議長（中村孝治君） 兒玉正直議員

○3番（兒玉正直君） 提案の中にも、特例措置だという話がありますけれども、こういう正式に8月の人勧が出ないうちに、もう先取りした形でこういう措置をするということは本当に許されるのかと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（中村孝治君） 主幹、富永文敏君

○主幹（富永文敏君） 兒玉議員のご質問にご答弁させていただきます。

この6月の期末勤勉手当に対する0.2カ月分の減額でございますけれども、それにつきましては本年の5月にございました人事院勧告の主な内容といたしまして、6月に支給する分については期末手当、勤勉手当合わせまして0.2月分下げると。ただし、その

下げた分については、今後状況があれば必要な措置を講ずるという条件つきでございますので、ことしの6月支給分の0.2月分の引き下げについては人勤の内容どおりというように考えております。

○議長（中村孝治君） 引地修一議員

○2番（引地修一君） では、さっきの兒玉議員と同じような質問ですけれども、富永主幹ね、そうしますと、凍結という文字が書いてあって、凍結をするために専決処分をし、なおかつ条例の一部を改正すると。条例制定と書いてあるのですが、これ凍結とかなんとかではなくて、専決処分したのは条例改正ではないでしょうか。条例改正はここに、第3号議案で求めるわけでしょう。専決処分したよと。それで報告して、承認を求めるわけでしょう。それで条例改正でしょう、これは。凍結するのだよと、6月分についてね。人勤が5月にあったので。凍結処分だというふうに書いておきながら、この中に条例もこれで改正するのだよというふうにかこの文章書いてありますね。それはどういうふうに解釈すればいいのですか。凍結なのか、条例改正なのか。

○議長（中村孝治君） 主幹、富永文敏君

○主幹（富永文敏君） 引地議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回議案第3号として提出させていただいた議案については、専決処分の承認をいただきたいという議案でございます。条例改正との関係でございますが、本来条例の改正につきましても、議会で議決していただくべき極めて重要な事項でございますので、当然議員各位のご賛同をいただきまして、きちんとした改正手続を踏まなければいけないところでございますが、提案理由の中でもご説明させていただきましたとおり、構成市であります佐倉市の臨時会での議案可決から6月の期末勤勉手当の支給基準日までの間に議会を開く十分な時間がないというように判断いたしまして、その場合の緊急的な措置といたしまして、管理者において、管理者の権限で条例の改正を行えるという、その専決処分という方法がございますので、条例の改正自体は管理者による専決処分によって、もう既に条例は改正されておる状態でございます。ただ、本来議会の議決をいただかなければいけない事項でございますので、専決処分をいたしました直近の本議会において、管理者が行った専決処分について議会にお認めいただくというような形で今回議案を提出させていただいているものでございます。

○議長（中村孝治君） 引地修一議員

○2番（引地修一君） よくわかるのですけれども、となると、この凍結なる文言では

なくて、もう関係市町村も、佐倉も酒々井も条例を制定したので、これは条例制定のための専決処分というふうなことの文言のほうがすっきり通りやすいと思うのです、私はね。凍結をして条例改正とか言われるので、そこはちょっと解釈に私迷ったところですけども。

それともう一つ、富永主幹、言う、局長からの報告がありましたのですが、5月25日から5月29日の間に、4日間しかない、これは時間的理由がないので専決処分をするのだということですけれども、事前のこのブリーフのときにも言いましたけれども、4日間あれば、大体臨時議会の招集の間3日間あればいいよというふうに、地方自治法もそういう指導していますし、最近はまだ1日でもあればいいのだというようなことを、なるべく専決処分をするなというふうな、議会に対する、やっぱり言われましたように、ちゃんとした条例を制定するための、非常に重い条例制定だというふうにおっしゃっている、そうすると、今の議員さんの住所なんか見ても佐倉とか酒々井ばかりで、中4日もあれば十分に招集できるし、本来ならばこういう職員の重大な給与改定とかいうのは、中3日か4日あれば十分な、専決処分ではなくて、臨時議会招集の時間があると、そう私は判断せざるを得ないのです。そのあたりを、やっぱり今後、ここはもう専決処分なされたということなのですから、人勸の処分に従い佐倉も酒々井もやったのですが、やっぱり中4日でも中5日でもあれば、こういう重要なことについては、やはり専決処分ではなくて、臨時議会を開くべきではなかろうかというふうに私は思うのですが、そのあたりの判断はどうでしょうか。

○議長（中村孝治君） 主幹、富永文敏君

○主幹（富永文敏君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

専決処分に関しましては、引地議員おっしゃるように、なるべくこれを避けるような形で運用すべきと私も考えております。ただ、今回の場合の特殊事情として、私も判断いたしました要素に、構成市での議会の議決を受けて、同様の給与条例の改正を行わなければいけない一部事務組合が複数ございまして、それがすべてその限られた時間の中で日程の調整を行って、やはり議会を開催していくということについて事務的に難しいものがあるというような事情がございまして、今回このような形で専決処分を行わせていただいております。その辺の事情をご理解いただければ大変ありがたいのですが。

○議長（中村孝治君） 引地修一議員

○2番(引地修一君) 要望も含めて言いますけれども、別に、富永主幹、ほかの一部事務組合がそういうことをやっているの、この清掃組合もそういうふうに横並びということではなくて、むしろやっぱり4日間もあれば、清掃組合だけでも臨時議会招集できるので、そういうような運用を今後望みたいと、こういうことを言っているのでありまして、ほかの一部事務組合の横並びの条件を聞いておるわけではないのです。そこをちょっと。そうではなくて、なるべく専決処分を避けてやっていただきたいという要望は今最後申しますので、今後もそういう運用をしていただきたいと、こういうふうに思います。これ重要なことなので。条例改正なんていうからね。

○議長(中村孝治君) 要望で。

○2番(引地修一君) 最後は要望でいいです。

○議長(中村孝治君) 兒玉議員

○3番(兒玉正直君) 一つ、先ほどの職員組合の話ですけれども、これ地方自治法などで、こういう組合の場合とか、人数的な問題とかでの決まりとして、何かあるかどうか伺いたいのですが。

○議長(中村孝治君) 主幹、富永文敏君

○主幹(富永文敏君) ご答弁申し上げます。

職員団体につきましては、地方公務員法の55条に規定がございまして、今私見る限りにおいては、数等、構成員の人数等の制限はないようでございます。ただ、勝手に結成していいというものではございませんで、人事委員会に対する職員団体の登録がございませんと、正式な交渉相手として、当局と申しますか、管理者側としても認められない部分がございまして、そういった手続はございます。

○議長(中村孝治君) ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑はなしと認めます。

これより議案第1号から第3号について討論を行います。

兒玉議員

○3番(兒玉正直君) 今質疑をされましたけれども、特に議案第3号についてですけれども、やはり議会を招集する余裕もない、本当に特例的に出された話であります。しかも地方公務員全体にかなりの……地方公務員だけではないね、公務員全体にかなりの影響を及ぼす内容ですし、しかも経済に及ぼす影響もかなり心配されている内容です。

これをこういう形で提案することも含めまして、認められないものであるということで、私は議案第3号には反対をいたします。

○議長（中村孝治君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村孝治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎追加議案の上程

○議長（中村孝治君） 日程第7、議案第4号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任についてを議題といたします。

◎議案第4号の提案理由の説明、採決

○議長（中村孝治君） 議案第4号につきましては人事案件でありますので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第117条の規定により、臼井尚夫議員の退場を求めます。

(4番 白井尚夫君退場)

○議長(中村孝治君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者(蕨和雄君) ただいまから議案第4号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号は人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に白井尚夫議員を選任いたしたいので、清掃組合同約第11条第2項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

以上、議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり同意していただけるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治君) お諮りいたします。

議案第4号、監査委員の選任については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

白井尚夫議員の入場を求めます。

(4番 白井尚夫君入場)

○議長(中村孝治君) 議案第4号の白井尚夫議員を監査委員に選任することについては同意されましたので、お知らせいたします。

ごあいさつをお願いいたします。

○4番(白井尚夫君) 白井尚夫でございます。

微力でございますけれども、誠実に、公正に職務を行ってまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長(中村孝治君) 以上をもちまして、平成21年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議

会臨時会を閉会いたします。

(午後 3時37分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

臨時議長 白 井 尚 夫

署名議員 佐 藤 修 二

署名議員 引 地 修 一